

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

法令名	担当課	保健福祉課	検索番号	6-1
介護保険法	根拠条項	第91条の2第3項		
不利益処分	指定介護老人福祉施設（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）に対する勧告に係る措置命令			

(根拠規定)

○介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号）

第91条の2 都道府県知事は、指定介護老人福祉施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第八十八条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。
  - 二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない場合 当該指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護老人福祉施設の運営をすること。
  - 三 第八十八条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
  - 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
  - 4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(処分基準)

○愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年条例第28号）

○愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年規則第28号）

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）

(その他)